

(保 77)

平成 20 年 6 月 24 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

官報掲載事項の一部訂正について

平成 20 年 3 月 5 日付け官報（号外第 43 号）等に掲載された平成 20 年度診療報酬改定に伴う関係省令および告示について、別添のとおり、官報掲載事項の一部訂正が行われる予定ですので、ご連絡申し上げます。

なお、平成 20 年 6 月 12 日付け（保 67）において、「平成 20 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正」のご案内をした際、関連として「平成 20 年度診療報酬改定関連厚生労働省令および厚生労働省告示に関する正誤」をお送り申し上げましたが、今般お送り申し上げます官報掲載事項の一部訂正に差し替えていただきますようお願い申し上げます。

また、本会作成の「改定診療報酬点数表参考資料（平成 20 年 4 月 1 日実施）」の正誤表（その 2）につきましても、新たな訂正の追加および一部訂正（下記参照）をいたしましたので、差し替えのうえご活用ください。

記

「改定診療報酬点数表参考資料（平成 20 年 4 月 1 日実施）」の正誤表（その 2）

【追加（新たな訂正箇所）】

ページ	項目	正 誤
基本診療料の施設基準等		
619	第九 特定入院料の施設基準等	九 小児入院医療管理料の施設基準 (1) 通則 《略》 (2) 小児入院医療管理料 1 の施設基準 イ 《略》 ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員師の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員師の数は、前段の規定にかかわらず、二以上であることとするが、この場合であっても、当該病棟における看護職員師の数は、夜勤の時間帯も含め、常時当該病棟の入院患者の数が九又はその端数を増すごとに一以上であること。 《以下略》

【訂正（今回の訂正箇所(網掛け部分)）】

ページ	項目	正 誤
特掲診療料の施設基準等		
724	別表第九の三	別表第九の三 第2章第7部の通則第4号に規定する患者 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者 脳血管疾患等の患者のうちで発症後六十日以内のもの <u>入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料（I）、脳血管疾患等リハビリテーション料（I）、運動器リハビリテーション料（I）又は呼吸器リハビリテーション料（I）を算定するもの</u>

<添付資料>

- ①官報掲載事項の一部訂正について
（平 20. 6. 20 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
- ②改定診療報酬点数表参考資料（平成20年4月1日実施）正誤表（その2）
（日本医師会）

事 務 連 絡

平成20年6月20日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成20年3月5日付官報（号外第43号）等に掲載された平成20年度診療報酬改定に伴う関係省令及び告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働省令第二十七号（療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二	上	一五	及び「	、 「
		一六	を削り	及び「、老人医療」
	下	一六	を削り	を削り
		一五	という。）」に改め	という。）」に改め
		一四	という。）」に改め	という。）」に改め
		一三	という。）」に改め	という。）」に改め
		一二	という。）」に改め	という。）」に改め
		一一	という。）」に改め	という。）」に改め
		一〇	という。）」に改め	という。）」に改め
		九	という。）」に改め	という。）」に改め
		八	という。）」に改め	という。）」に改め
		七	という。）」に改め	という。）」に改め
		六	という。）」に改め	という。）」に改め
		五	という。）」に改め	という。）」に改め
		四	という。）」に改め	という。）」に改め
		三	という。）」に改め	という。）」に改め
		二	という。）」に改め	という。）」に改め
		一	という。）」に改め	という。）」に改め

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働告示第五十九号（診療報酬の算定方法を定める件）

（原稿誤り）

一七	上	一五	退院支援計画加算	退院支援計画作成加算
	下	二四	医師事務作業補助体制加算	医師事務作業補助体制加算（特定機能病院の病棟を除く。）
二六	下	八	医学管理等	医学管理等（区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料を除く。）
三七	上	六	衛生検査技師等	等
三七	上	六	第2条第2項	第2条
九六	下	二	衛生技師等	等

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働省告示第六十二号（基本診療料の施設基準等を定める件）
 （原稿誤り）

二七八	上	終わりから七	当該病棟に	(1)のイに該当する病棟であつて、当該病棟に
二八三	下	五 終わりから一	看護職員	看護師
		四 終わりから一	看護職員	看護師
		三 終わりから一	看護職員	看護師
二八七	下	一四	除く。）については	除く。）については
二八九	下	一 終わりから一	入院入院基本料	入院基本料

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働省告示第六十三号（特掲診療料の施設基準等を定める件）
 （原稿誤り）

二九八	上	二一	バルーン・パンピング法	バルーンパンピング法
	下	二〇	医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。	医師又は歯科医師が二名以上配置されており、うち一名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。
三〇〇	下	二一	患者）	患者を除く。）
三〇三	上	九	脳血管疾患等の患者	脳血管疾患等の患者

三〇四	下	一五	25	のうちで発症後六十日以内のもの	のうちで発症後六十日以内のもの 入院中の患者であつて、その入院する病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を算定するもの
三〇五	上	二	傷病	病床	

平成二十年三月五日(号外第四十三号)公布厚生労働省告示第六十八号(訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件)(原稿誤り)

三〇七	下	四	基準等	基準等(平成十八年厚生労働省告示第百三号)
		七	に改め、	に改め、第一の一のハ中「及び指定老人訪問看護」を削り、

平成二十年三月五日(号外第四十三号)公布厚生労働省告示第六十九号(厚生労働大臣が定める指定訪問看護等の一部を改正する件)(原稿誤り)

三〇八	上	一一	指定訪問介護	指定訪問看護
-----	---	----	--------	--------

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働省告示第七十二号（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件）
（原稿誤り）

三〇九 下 終わりから七 揭示事項等
（平成十八年厚生労働省告示第七号）

平成二十年三月十九日（号外第五十五号）公布厚生労働省告示第一百一号（委託検体検査の検査料の算定方法の一部を改正する件）
（原稿誤り）

一一一 上	終わりから八	「臨床検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に、「第二条」を「第二条第二項」に、「検査に」	「検査に」
一一一 上	終わりから六	加え、第二号中「臨床検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に改める。	加える。

平成二十年三月二十七日（号外第六十四号）公布厚生労働省告示第二百二十七号（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式を定める件）
（原稿誤り）

五九 二 昭和三十九年厚生省令第三十六号 平成四年厚生省令第五号

平成二十年三月二十七日（号外第六十四号）公布厚生労働省告示第二百二十八号（要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合を定める件）
（原稿誤り）

六十五 下

四 終わりから一

区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及び区分番号C001―2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料に係る部分を除く。

区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料及びC008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料に係る部分に限る。

六六 上

一五

区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及び区分番号C001―2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料に係る部分を除く。

区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料及びC008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料に係る部分に限る。

平成二十年三月二十七日（号外第六十四号）公布厚生労働省告示第百二十九号（厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準を定める件）（原稿誤り）

七二 上

終わりから八

呼吸器専門医、消化器病専門医、消化器外科専門医（有限責任中間法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医又は産婦人科専門医

内科専門医、呼吸器専門医、消化器病専門医、小児科専門医、外科専門医、整形外科専門医、脳神経外科専門医、呼吸器外科専門医、小児外科専門医、皮膚科専門医、泌尿器科専門医、産婦人科専門医、眼科専門医又は耳鼻咽喉科専門医

八四 七七

下 上

二四 三

終わりから二

三例 二名以上配置

内科、呼吸器科、消化器科、外科、呼吸器外科又は産婦人科

五例 配置

内科、呼吸器科、消化器科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科

改定診療報酬点数表参考資料

(平成20年4月1日実施)

《正誤表(その2)》

1. 平成20年5月30日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤およびその他の正誤

ページ	項目	正 誤
第2章 特掲診療料 第3部 検査		
327	D016 細胞機能検査	(3) 「5」のリンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A又は、PHA又は薬疹の被疑医薬品によるものである。 なお、薬疹について実施する場合においても算定できる。
第4部 画像診断		
378	E101-3 ポジトロン断層・ コンピューター断 層複合撮影	(5) 撮影に当たって造影剤を使用した場合は、区分番号「E200」コンピューター断層撮影(CT撮影)の「注4-3」の加算を本区分に対する加算として併せて算定する。
第7部 リハビリテーション		
403	<通則>	7 疾患別リハビリテーション料は、患者1人につき1日合計6単位(別に厚生労働大臣が定める患者については1日合計9単位)に限り算定できる。 <u>当該別に厚生労働大臣が定める患者のうち「入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を算定するもの」とは、訓練室以外の病棟等(屋外を含む。)において、早期歩行自立及び実用的な日常生活における諸活動の自立を目的として、実用歩行訓練・日常生活活動訓練が行われた患者であること。ただし、平行棒内歩行、基本的動作訓練としての歩行訓練、座位保持訓練等のみを行っている患者については含まれない。</u>
第9部 処置		
450	J038 人工腎臓	(2) 入院中の患者 (介護老人保健施設に入所中の患者を含む。以下この項で同じ) に人工腎臓を行った場合又は特掲診療料の施設基準等の第十一の二に規定する場合(入院中の患者以外の患者に血液濾過を行った場合又はその他特に認める場合)に該当する場合においては、「2」により算定する。なお、「入院中の患者以外の患者に血液濾過を行った場合又はその他特に認める場合」とは、入院中の患者以外の患者であって、下記の場合である。 ア 血液透析濾過を行った場合 イ 生命に危険を及ぼす程度の重篤な出血性合併症(頭蓋内出血、消化管出血)を有する患者に対して血液透析を行った場合 ウ 重大な視力障害に至る可能性が著しく高い、進行性眼底出血を有する患者に血液透析を行った場合

第10部 手術		
557	K697-5 生体部分肝移植術	(1) 対象疾患は、先天性胆道閉鎖症、進行性肝内胆汁うっ滞症（原発性胆汁性肝硬変と原発性硬化性胆管炎を含む。）、《中略》又は長径3cm以下3個以内である場合に限る。また、小児肝芽腫についても対象疾患に含むものとする。 ア 《略》 イ 術前画像において肝癌と判定される結節性病変は、《中略》これを典型的な肝癌と判定する。なお、 <u>非典型的な肝癌</u> の場合は、最新の科学的根拠に基づく肝癌診療ガイドライン作成に関する研究班「肝癌診療ガイドライン」に基づき、肝癌と診断された場合に限る。《以下略》 ウ 《略》
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて		
別添2 入院基本料等の施設基準等		
653	第2 病院の入院基本料等に関する施設基準	4 入院患者の数及び看護要員の数等については下記のとおりとする。 (1) ～ (2) 《略》 (3) 夜間における勤務（以下「夜勤」という。）については、次の点について留意する。 ア ～ ク 《略》 ケ 夜勤専従者の 月平均 <u>それぞれの</u> 夜勤時間数は、72時間の概ね2倍以内であること。 コ 《略》 (4) ～ (6) 《略》
特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて		
別添1 特掲診療料の施設基準等		
751	第14 在宅療養支援 歯科診療所	1 在宅療養支援歯科診療所の施設基準 以下の要件のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保していること。 (1) ～ (5) 《略》 (6) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。 《以下略》
783	第61の2 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、 下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）	1 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）に関する施設基準 (1) 《略》 (2) 上顎骨形成術又は下顎骨形成術を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として合わせて5例以上実施した経験を有する常勤の形成外科及び又は耳鼻咽喉科の医師（当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。）がそれぞれ1名以上配置されていること。 《以下略》

790	第76の2 腹腔鏡下小切開副腎摘出術	<p>1 腹腔鏡下小切開副腎摘出術に関する施設基準</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 腹腔鏡下腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下副腎摘出術又は、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術又は腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置されていること。</p> <p>《以下略》</p>
-----	--------------------	---

関連省令・告示・通知

903	地域加算 該当地域一覧	<p>別紙</p> <p>人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域</p> <p>人事院規則で定める地域に準じる地域</p> <table border="1" data-bbox="502 750 1460 1176"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>都道府県</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4級地</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>5級地</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6級地</td> <td>宮城県</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、板坂東市、境町、五霧霞町、下妻市、八千代町、結城市、桜川市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">《中略》</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>大網白里町、山武市、富里市、印旛村、本埜村</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">《以下略》</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考《略》</p>	級地区分	都道府県	地 域	4級地	《略》	《略》	5級地	《略》	《略》	6級地	宮城県	《略》	茨城県	稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、 板坂東市 、境町、 五霧霞町 、下妻市、八千代町、結城市、桜川市	《中略》		千葉県	大網白里町 、山武市、富里市、印旛村、本埜村	《以下略》		
級地区分	都道府県	地 域																					
4級地	《略》	《略》																					
5級地	《略》	《略》																					
6級地	宮城県	《略》																					
	茨城県	稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、 板坂東市 、境町、 五霧霞町 、下妻市、八千代町、結城市、桜川市																					
	《中略》																						
	千葉県	大網白里町 、山武市、富里市、印旛村、本埜村																					
《以下略》																							

様式集

912	別紙様式9	<p>[ページ右(上段)]</p> <p>生活習慣病 療養計画書 初回用 (記入日: 年 月 日)</p> <table border="1" data-bbox="502 1355 1460 1467"> <tr> <td>患者氏名: (男・女)</td> <td>主病:</td> </tr> <tr> <td>生年月日: 明・大・昭・平 年 月 日生(才)</td> <td><input type="checkbox"/>糖尿病 <input type="checkbox"/>高血圧症 <input type="checkbox"/>高脂血症 脂質異常症</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">《以下表略》</p> <p>《以下略》</p>	患者氏名: (男・女)	主病:	生年月日: 明・大・昭・平 年 月 日生(才)	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧症 <input type="checkbox"/> 高脂血症 脂質異常症
患者氏名: (男・女)	主病:					
生年月日: 明・大・昭・平 年 月 日生(才)	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧症 <input type="checkbox"/> 高脂血症 脂質異常症					
913	別紙様式9の2	<p>[ページ左(下段)]</p> <p>生活習慣病 療養計画書 継続用 (記入日: 年 月 日)()回目</p> <table border="1" data-bbox="502 1657 1460 1769"> <tr> <td>患者氏名: (男・女)</td> <td>主病:</td> </tr> <tr> <td>生年月日: 明・大・昭・平 年 月 日生(才)</td> <td><input type="checkbox"/>糖尿病 <input type="checkbox"/>高血圧症 <input type="checkbox"/>高脂血症 脂質異常症</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">《以下表略》</p> <p>《以下略》</p>	患者氏名: (男・女)	主病:	生年月日: 明・大・昭・平 年 月 日生(才)	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧症 <input type="checkbox"/> 高脂血症 脂質異常症
患者氏名: (男・女)	主病:					
生年月日: 明・大・昭・平 年 月 日生(才)	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧症 <input type="checkbox"/> 高脂血症 脂質異常症					

922	(別紙様式21の2)	<p>[ページ右 (上段)]</p> <p>リハビリテーション実施計画書</p> <table border="1"> <tr> <td>患者氏名:</td> <td>男・女</td> <td>生年月日 (西暦) 年 月 日</td> <td>計画評価実施日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《中略》</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立度: J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2</td> <td colspan="4">認知症である老人の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, V, M</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《以下表略》</td> </tr> </table> <p>《以下略》</p>	患者氏名:	男・女	生年月日 (西暦) 年 月 日	計画評価実施日	年 月 日	《中略》					日常生活自立度: J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2	認知症である老人の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, V , M				《以下表略》				
患者氏名:	男・女	生年月日 (西暦) 年 月 日	計画評価実施日	年 月 日																		
《中略》																						
日常生活自立度: J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2	認知症である老人の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, V , M																					
《以下表略》																						
924	(別紙様式22)	<p>※タイトルの訂正</p> <p>廃用症候群に係る届出添付書類評価表</p> <p style="text-align: center;">《以下表略》</p> <p>《以下略》</p>																				
926	(別紙様式23の2)	<p>[ページ左 (下段)]</p> <p>リハビリテーション総合実施計画書</p> <p style="text-align: right;">計画評価実施日: 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>患者氏名:</td> <td>男・女</td> <td>生年月日 (西暦) 年 月 日 (歳)</td> <td>利き手</td> <td>右・右(矯正)・左</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《中略》</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立度: J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2</td> <td colspan="4">認知症である老人の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, V, M</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《以下表略》</td> </tr> </table> <p>《以下略》</p>	患者氏名:	男・女	生年月日 (西暦) 年 月 日 (歳)	利き手	右・右(矯正)・左	《中略》					日常生活自立度: J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2	認知症である老人の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, V , M				《以下表略》				
患者氏名:	男・女	生年月日 (西暦) 年 月 日 (歳)	利き手	右・右(矯正)・左																		
《中略》																						
日常生活自立度: J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2	認知症である老人の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, V , M																					
《以下表略》																						
936 938	別紙7	<p>一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票 評価の手引き</p> <p>1. ~ 6. 《略》</p> <p>A モニタリング及び処置等 《略》</p> <p>B 患者の状況等</p> <p>B項目共通事項 《略》</p> <p>10 寝返り</p> <p>項目の定義</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。</p> <p>ここでいう『寝返り』とは、きちんと横向きにならなくても、横たわ たまま左右のどちらかに向きを変える仰臥位から (左右どちらかの) 側臥位になる動作である。</p> </div> <p>選択肢の判断基準 《以下略》</p> <p>11 起き上がり ~ 13 移乗 《略》</p> <p>14 口腔清潔</p> <p>項目の定義 《略》</p> <p>選択肢の判断基準 《略》</p>																				

		<p>判断に際しての留意点</p> <p>口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。</p> <p>ただし、口腔清潔が制限されていないにも関わらず、看護師等が口腔清潔を行わなかった場合は、「できる」とする。</p>
954	別紙 1 7	<p>15 食事摂取 《以下略》</p> <p>重症度に係る評価票 評価の手引き</p> <p>1. ～ 6. 《略》</p> <p>A モニタリング及び処置等 《略》</p> <p>B 患者の状況等</p> <p>B 項目共通事項 《略》</p> <p>10 寝返り</p> <p>項目の定義</p> <p>寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。</p> <p>ここでいう『寝返り』とは、きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに向きを変える仰臥位から（左右どちらかの）側臥位になる動作である。</p> <p>選択肢の判断基準 《以下略》</p>
957 960 962 963	別紙 1 8 重症度・看護必要度に係る評価票	<p>重症度・看護必要度に係る評価票 評価の手引き</p> <p>1. ～ 6. 《略》</p> <p>A モニタリング及び処置等</p> <p>1 創傷処置 《略》</p> <p>2 蘇生術の施行</p> <p>項目の定義 《略》</p> <p>選択肢の判断基準 《略》</p> <p>判断に際しての留意点</p> <p>当該病棟以外での評価は含まないため、手術室、救急外来等で蘇生術が行われたとしても、当該病棟で行われていなければ「なし」となる。</p> <p>蘇生術の施行に含まれている人工呼吸器の装着とは、いままで装着していない患者が蘇生のために装着したことであり、蘇生術以外の人工呼吸器管理は、「A-5呼吸ケア」「A-12人工呼吸器の装着」の項目において評価される。</p>

- 3 血圧測定 ～
15 特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP 測定) 《略》

B 患者の状況等

B項目共通事項 《略》

- 16 床上安静の指示 ～
17 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる 《略》
18 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、~~きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに向きを変える~~仰臥位から (左右どちらかの) 側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準 《以下略》

- 19 起き上がり ～ 22 移動方法 《略》

23 口腔清潔

項目の定義 《略》

選択肢の判断基準 《略》

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにも関わらず、看護師等が口腔清潔を行わなかった場合は、「できる」とする。

- 24 食事摂取 ～ 26 他者への意思の伝達 《略》

27 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義 《略》

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、適切な行動が常に行われている場合、あるいは指示通りではない行動の記録がない場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合、かつ指示通りでない行動の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点 《略》

		28 危険行動への対応 《以下略》															
965	別紙20	<p>[ページ左(下段)]</p> <p>リハビリテーション総合実施計画書</p> <p>計画評価実施日： 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>患者氏名：</td> <td>男・女</td> <td>生年月日(西暦) 年 月 日(歳)</td> <td>利き手</td> <td>右・右(矯正)・左</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">《中略》</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日常生活自立度：J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2</td> <td colspan="3">認知症である老人の日常生活自立度判定基準： I、IIa、IIb、IIIa、IIIb、IV、V、M</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">《以下表略》</p> <p>《以下略》</p>	患者氏名：	男・女	生年月日(西暦) 年 月 日(歳)	利き手	右・右(矯正)・左	《中略》					日常生活自立度：J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2		認知症である老人の日常生活自立度判定基準： I、IIa、IIb、IIIa、IIIb、IV、 V 、M		
患者氏名：	男・女	生年月日(西暦) 年 月 日(歳)	利き手	右・右(矯正)・左													
《中略》																	
日常生活自立度：J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2		認知症である老人の日常生活自立度判定基準： I、IIa、IIb、IIIa、IIIb、IV、 V 、M															
1049	様式58	<p>[ページ左(下段)]</p> <p>生体部分肺移植術の施設基準に係る届出書添付書類</p> <table border="1"> <tr> <td>1 届出種別 《略》</td> </tr> <tr> <td>2 標榜診療科 (複数の標榜科がある場合は、それらをすべて記入のこと。当該手術を担当する科名)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">科</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">《以下表略》</p> <p>《以下略》</p>	1 届出種別 《略》	2 標榜診療科 (複数の標榜科がある場合は、それらをすべて記入のこと。 当該手術を担当する科名)	科												
1 届出種別 《略》																	
2 標榜診療科 (複数の標榜科がある場合は、それらをすべて記入のこと。 当該手術を担当する科名)																	
科																	

2. 平成20年度診療報酬改定関連厚生労働省告示等の正誤

ページ	項目	正 誤
第1章 基本診療料		
第2部 入院料等 第2節 入院基本料等加算		
112	A238 退院調整加算	注1 《略》 2 退院加算は、注1に掲げる退院支援計画 作成 加算を算定した患者が当該退院支援計画に基づく退院調整により退院した場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。 《以下略》
第2部 入院料等 第3節 特定入院料		
113	A300 救命救急入院料	注1～5 《略》 6 第1章入院基本料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。 イ 入院基本料 ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（ 特定機能病院の病棟を除く。 ）、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算を除く。） 《以下略》
第2章 特掲診療料		
第1部 医学管理等		
180	B001-3 生活習慣病管理料	注1 《略》 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第1部医学管理等（ <u>区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料を除く。</u> ）、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。 《以下略》
第3部 検査		
270	通則	1～5 《略》 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師、 衛生検査技師 等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条第2項に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
第13部 病理診断		
589	通則	1～5 《略》 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師、 衛生検査技師 等に関する法律第2条に規定する病理学的検査を委託する場合における病理診断に要する費用については、第3部検査の通則第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

基本診療料の施設基準等		
608	第五 病院の入院基本料の施設基準等	<p>七 障害者施設等入院基本料の施設基準</p> <p>(1) 通則 《略》</p> <p>(2) 障害者施設等入院基本料の施設基準</p> <p>イ 七対一入院基本料の施設基準</p> <p>① (1)のイに該当する病棟であって、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。《以下略》</p>
619	第九 特定入院料の施設基準等	<p>九 小児入院医療管理料の施設基準</p> <p>(1) 通則 《略》</p> <p>(2) 小児入院医療管理料1の施設基準</p> <p>イ 《略》</p> <p>ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員師の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員師の数は、前段の規定にかかわらず、二以上であることとするが、この場合であっても、当該病棟における看護職員師の数は、夜勤の時間帯も含め、常時当該病棟の入院患者の数が九又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>《以下略》</p>
626	第十一 経過措置	<p>四の六 平成二十年三月三十一日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟であって、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に療養病棟入院基本料を算定する病棟に転換したものに入院している患者のうち、重度の肢体不自由児（者）等、重度の障害者（脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）である患者（別表第五の二の患者を除く。）については、平成二十二年三月三十一日までの間に限り、別表第五の三の患者とみなす。</p>
630	別表第五の四	<p>別表第五の四 療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態</p> <p>ADLの判定基準による判定が二十三点以上の状態</p>
特掲診療料の施設基準等		
715	第十二 手術	<p>一 医科点数表第2章第10部手術の通則第4号に掲げる手術の施設基準</p> <p>(1) 通則 《略》</p> <p>(2) 内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎間板摘出（切除）術、《中略》腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術及び腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術の施設基準</p> <p>イ 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。ただし、ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術及び大動脈バルーンポンピング法（IABP法）については、診療所でもよいこと。</p> <p>《以下略》</p>

716	第十三 放射線治療	<p>一～二 《略》</p> <p>二の二 強度変調放射線治療（IMRT）の施設基準等</p> <p>（1）強度変調放射線治療（IMRT）の施設基準</p> <p>イ 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されているが二名以上配置されており、うち一名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。</p> <p>《以下略》</p>
720	別表第三の一の二	<p>別表第三の一の二 退院時共同指導料1及び2を二回算定できる疾病等の患者、重症者加算の状態等にある患者並びに退院時共同指導料の注のただし書に規定する疾病等の患者</p> <p>一 末期の悪性腫瘍の患者（在宅末期医療総合診療料を算定している患者を除く。）</p> <p>二 イであって、ロ又はハの状態である患者</p> <p>《以下略》</p>
724	別表第九の三	<p>別表第九の三 第2章第7部の通則第4号に規定する患者</p> <p>回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者</p> <p>脳血管疾患等の患者のうちで発症後六十日以内のもの</p> <p>入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料（I）、脳血管疾患等リハビリテーション料（I）、運動器リハビリテーション料（I）又は呼吸器リハビリテーション料（I）を算定するもの</p>
728	別表第十二	<p>別表第十二 介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術及び麻酔</p> <p>一～三 《略》</p> <p>四 算定できない手術</p> <p>イ～ハ 《略》</p> <p>ト 咽頭異物摘出術（保険医療機関の保険医が療養傷病病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものであて、複雑なものを除く。）</p> <p>《以下略》</p>